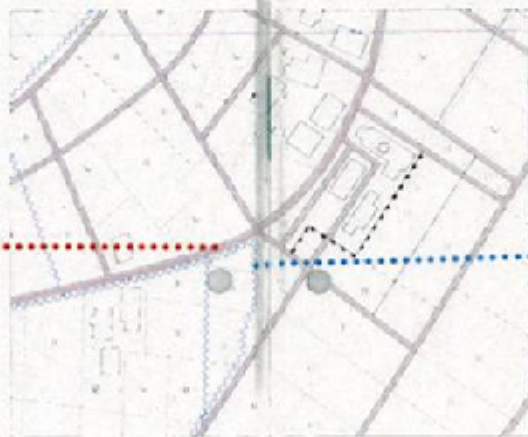


# I 法定外公共物とは

法定外公共物とは、道路法、河川法等の適用又は準用を受けない公共物をいい、代表的なものとして【里道】、【水路】があります。その総面積は、約1,300km<sup>2</sup>と推計（昭和42年建設省）されており、これはほぼ山梨県の面積に匹敵します。

## 里道

高速自動車国道、一般国道、都道府県道、又は市町村道以外の道路で、認定外道路、赤道（アカミチ）等とも呼ばれています。



〈地図〉

## 水路

一級河川、二級河川、又は準用河川以外の河川で普通河川、香溝等とも呼ばれています。



〈公園〉

〈公園〉